

# グループホーム白松苑

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

## 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人正清会が設置運営するグループホーム白松苑認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態にある高齢者等に対し、適正な援助を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、認知症の状態にあるものの要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、家族的な環境の下で利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な介護を適切に行うものとする。
- 2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 事業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 4 事業所の従業者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいようの説明を行うものとする。
  - 5 事業の実施に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 白 松 苑
- 二 所在地 山口市阿知須4900番地の4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次表のとおりとする。

職 種	員数	職務内容
管 理 者	1名	事業所の従業者の管理及び業務の統括に関する こと
計画作成担当者	2名	認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する こと
介護職員	14～18名	入居者に対する入浴、排泄、食事等の介護に関 すること
看護職員	1名	日常の健康管理、緊急時の対応に関する こと

(利用者の定員)

第5条 利用者の定員は18名とする。

(介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 事業所に入居させて行う入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話
- 二 原則として、従事者と利用者の共同作業による食事の提供
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談、助言等必要な援助
- 六 レクリエーション行事等その他のサービスの提供
- 七 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成
- 八 職員は、夜勤者2名で勤務し、安眠できるよう支援する。

(利用料等)

第7条 介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定められた割合の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一	居室料（一日につき）	2,000円
二	寝具代	実費
三	食材料費（おやつ代を含む 一日につき）	900円
四	おむつ代	実費
五	理美容代	実費
六	日用品費	実費

- 七 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても、通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第8条 この事業の利用者は、要支援者であって認知症の状態にあるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がないものとする。

- 2 第7条に定める利用料は、指定の期日までに納付するものとする。
- 3 要支援状態に該当しなくなった場合、又は、利用不相当と認めた場合、並びに前各号に違反した場合は、直ちに退居するものとする。

(緊急における対応方法)

第9条 従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた

ときは、速やかに主治医や協力医療機関に連携をとる等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に不測の事故が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を講ずるとともに近親者及び管理者に報告を行うものとする。管理者は、県及び関係市町村に報告を行うものとする。

(非常災害対策)

第 10 条 防火管理者は、別に定める「グループホーム白松苑消防計画」に基づき避難、救助訓練の定期的な実施等により、非常災害対策に万全を期するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 11 条 管理者は、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制の執行についても整備するものとする。

- 一 採用時研修 採用後一か月以内
- 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかにおこなうものとする。
- 5 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、勤務体制、その他 重要事項を掲示するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人正清会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。